

団体生命共済/じちろう退職者団体生命共済の配偶者組合員の事業利用に関する手引き

I. 在職中の団体生命共済の契約者が、死亡（重度障害〔※1〕）により退職した場合

(1) 配偶者組合員の条件〔※2〕

退職日時点で以下の条件を全て満たす場合、当該組合員の配偶者が配偶者組合員になることができます。

- ・ 組合員本人が、満 50 歳以上または 25 年以上勤続していること
- ・ 配偶者を被共済者とする有効契約があること

※1 組合員本人が重度障害になった場合であっても、退職しない場合は、その配偶者は配偶者組合員になることができません。

(2) 配偶者組合員を契約者として加入できる「じちろう退職者団体生命共済」契約

退職日時点で有効な、配偶者および子どもを被共済者とする契約について、配偶者組合員を契約者として、じちろう退職者団体生命共済に加入することができます。

ただし、子どもを被共済者とする契約のみの加入はできませんので、必ず配偶者組合員本人を被共済者とする契約に加入していただくことになります。

II. じちろう退職者団体生命共済の契約者が、死亡した（重度障害となった）場合

(1) 配偶者組合員の条件〔※2〕

死亡日（重度障害認定日）時点で以下の条件を満たす場合、当該組合員の配偶者が配偶者組合員になることができます。

- ・ 配偶者を被共済者とする有効契約があること

(2) 配偶者組合員を契約者として加入できる「じちろう退職者団体生命共済」契約

死亡日（重度障害認定日）時点で有効な、配偶者および子どもを被共済者とする契約について、配偶者組合員を契約者として、じちろう退職者団体生命共済に加入することができます。

ただし、子どもを被共済者とする契約のみの加入はできませんので、必ず配偶者組合員本人を被共済者とする契約に加入していただくことになります。

※2 配偶者組合員の配偶者は、配偶者組合員になることができません。（配偶者組合員になることができるのは一代限りです）

III. 個人賠償責任共済契約について

団体生命共済契約あるいはじちろう退職者団体生命共済契約に個人賠償責任共済契約を付帯している場合で、組合員本人の死亡あるいは重度障害により、組合員本人を被共済者とする団体生命共済契約あるいはじちろう退職者団体生命共済契約が終了する場合は、付帯されている個人賠償責任共済契約も同時に終了します。

配偶者組合員を契約者とするじちろう退職者団体生命共済契約に個人賠償責任共済契約を付帯する場合は、改めて個人賠償責任共済の付帯申請が必要になります。

以上のことから、組合員本人を被共済者とする団体生命共済契約あるいはじちろう退職者団体生命共済契約が終了した日から、配偶者組合員を契約者とする個人賠償責任共済契約の発効日までの間は、個人賠償責任共済は無保障となります。

IV. 配偶者組合員の出資金について **※変更点**

死亡した（重度障害となった）組合員の出資金の全額を、配偶者組合員の出資金として付け替えます。

配偶者あるいは組合員が、『配偶者組合員の事業利用における 出資金付替申請書 兼「退職組合員等の承認基準」確認書』（別紙1）を記入のうえ、提出してください。

※ 死亡した（重度障害となった）組合員の出資金残高が100円未満となった場合は、改めて配偶者組合員の出資金として、100円以上をお支払いいただきます。

※ 上述のとおり、出資金の付け替えを基本としますが、死亡した（重度障害となった）組合員の出資金を全額返戻し、新たに配偶者組合員の出資金を払い込んでいただくことも可能です。その場合は県支部にご相談ください。

V. 配偶者組合員の管理団体 **※変更点**

配偶者組合員は、ダイレクトセンター管理の「じちろう共済家族利用者の会」にて組合員情報を登録・管理します。

<沖縄以外>

〔県コード〕 50 〔組合コード〕 HS1 〔組合名〕 じちろう共済家族利用者の会

VI. 配偶者組合員の事業利用に関する申請方法について

(1) 在職中の団体生命共済の契約者が、死亡（重度障害）により退職した場合

① 記入帳票

配偶者組合員の事業利用に関する事案が発生した場合は、県支部にご連絡ください。必要な帳票を、県支部から単組にお渡しします。

なお、単組、配偶者組合員あるいは組合員に記入、提出していただく帳票はつぎのとおりです。組合員の死亡（重度障害）による一連の手続きとあわせて、記入、提出してください。

No	記入者	帳票名	記入例	申請内容
1	単組	トータル票 (配偶者組合員の事業利用 専用)		以下の各種帳票を県支部に送付するにあたっての、頭紙。
2	配偶者あるいは組合員	配偶者組合員の事業利用における 出資金付替申請書 兼「退職組合員等の承認基準」確認書	別紙2	・死亡(重度障害)により退職した組合員が、退職日時点で「退職組合員等の承認基準」を満たしていることの確認。 ・退職した組合員の出資金残高全額を、配偶者組合員の出資金として付替えることの申請。
3	配偶者	生協加入申込書	別紙3-1 別紙3-2 (※)	配偶者が自治労共済生協の組合員本人(配偶者組合員)として新規加入するための申請。
4	配偶者あるいは組合員	解約申込書		死亡(重度障害)により退職した組合員を契約者とする、団体生命共済契約の解約申請。
5	配偶者	じちろう退職者団体生命共済 加入申込書		配偶者組合員を契約者とする、じちろう退職者団体生命共済契約の加入申請。 (発効日は「4」で申請した団体生命共済契約の解約日の翌日)
6	配偶者	預金口座振替依頼書		配偶者組合員を契約者とする、じちろう退職者団体生命共済契約の掛金を口座引落しするにあたっての、引落し口座の申請。

→ 変更点

→ 変更点

→ 変更点

※ 出資金の付替えを行う場合は「別紙3-1」を、出資金の付替えを行わない場合は「別紙3-2」を参照してください。

② 提出方法 **※変更点**

記入した各種帳票は組合員毎にまとめ、「トータル票 (配偶者組合員の事業利用 専用)」
(別紙4) を一番上にしてホチキスで留めたくうえで、県支部に提出してください。

(2) じちろう退職者団体生命共済の契約者が、死亡した(重度障害となった)場合

配偶者を自治労共済生協の配偶者組合員として新規加入する手続き、および配偶者組合員を契約者とするじちろう退職者団体生命共済契約の加入に関する手続きを、単組・退職者会で行っていただくことはありません。

じちろう退職者団体生命共済は、契約者本人が死亡した(重度障害となった)場合、直後の満期末までは、当該契約の配偶者契約あるいは子ども契約としてご契約いただきます。

じちろう退職者団体生命共済コンタクトセンターでは、満期日の3ヵ月前までに、直接配偶者の住所にお手紙をお送りし、加入の意思確認含め、各種手続きを行います。

以上